

令和 3 年（ 2 0 2 1 年 ）

1 1 月 那 覇 市 議 会 定 例 会

議 案 書

令和 3 年 1 1 月 2 6 日

令和3年(2021年)11月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第115号	那覇市教育委員会の委員の任命について	総務委員会	総務部 人事課	1
議案第116号	那覇市字大嶺自治会館条例制定について	総務委員会	総務部 平和交流・男女参画課	3
議案第117号	那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務委員会	総務部 平和交流・男女参画課	9
議案第118号	那覇市民生委員定数条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	福祉部 福祉政策課	13
議案第119号	那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	厚生経済委員会	健康部 国民健康保険課	15
議案第120号	那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	こどもみらい部 こども政策課	17
議案第121号	那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	こどもみらい部 こどもみらい課	21
議案第122号	那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	こどもみらい部 子育て応援課	29
議案第123号	令和3年度那覇市一般会計補正予算(第6号)	予算決算委員会 (4分科会)	企画財務部 財政課	別冊
議案第124号	令和3年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	予算決算委員会 (教育福祉分科会)	福祉部 チャージんじゅう課	別冊
議案第125号	令和3年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	予算決算委員会 (厚生経済分科会)	健康部 国民健康保険課	別冊

令和3年(2021年)11月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第126号	南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び南部広域市町村圏事務組合規約の変更について	総務委員会	企画財務部 企画調整課	33
議案第127号	南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び南部広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分について	総務委員会	企画財務部 企画調整課	41
議案第128号	那覇市安謝福祉複合施設(那覇市安謝児童館及び那覇市安謝老人憩の家)の指定管理者の指定について	教育福祉委員会	福祉部 ちゃーがんじゅう課	45
議案第129号	那覇市久場川児童館の指定管理者の指定について	教育福祉委員会	こどもみらい部 こども政策課	47
議案第130号	那覇市若狭児童館の指定管理者の指定について	教育福祉委員会	こどもみらい部 こども政策課	49
議案第131号	那覇市松山公園文化交流施設の指定管理者の指定について	都市建設環境委員会	都市みらい部 公園管理課	51
報告第45号	専決処分の報告について(工事請負金額の変更)	総務委員会	総務部 平和交流・男女参画課	53
報告第46号	専決処分の報告について(那覇市歴史博物館空調機械室(パレットくもじ4階)における漏水事故)	厚生経済委員会	市民文化部 文化財課	55
報告第47号	専決処分の報告について(工事請負金額の変更)	厚生経済委員会	経済観光部 なはまち振興課	57
報告第48号	専決処分の報告について(市道港町13号街路樹倒木による物損事故)	都市建設環境委員会	都市みらい部 道路管理課	59
報告第49号	専決処分の報告について(市道港町1号穴ぼこによる車両損傷事故)	都市建設環境委員会	都市みらい部 道路管理課	61
報告第50号	専決処分の報告について(令和3年度市営住宅明渡等請求訴訟提起)	都市建設環境委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	63

令和3年(2021年)11月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
報告第51号	専決処分の報告について(工事請負金額の変更)	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	65
報告第52号	専決処分の報告について(工事請負金額の変更)	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	67
報告第53号	専決処分の報告について(工事請負金額の変更)	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	69
報告第54号	専決処分の報告について(工事請負金額の変更)	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	71
報告第55号	専決処分の報告について(損害賠償請求事件)	教育福祉委員会	学校教育部 学校教育課	73
報告第56号	専決処分の報告について(車両事故)	教育福祉委員会	学校教育部 教育相談課	75

那覇市教育委員会の委員の任命について

次の者を那覇市教育委員会の委員に任命したいので、同意を求める。

令和3年11月26日提出

那霸市長 城 間 幹 子

二木 志保

[REDACTED]

(提案理由)

上記の者は、那覇市教育委員会の委員に適任であると思料するので、この案を提出する。

那覇市字大嶺自治会館条例制定について

那覇市字大嶺自治会館条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 11 月 26 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

沖縄戦直前の旧日本軍による飛行場建設に伴う用地収収によりコミュニティが分散されて地域の発展や伝統・文化の進展が阻害された背景を持つ旧大嶺集落の住民について、地域活動への参加意識を高め、交流を促進し、並びに伝統及び歴史的文化をも踏まえたコミュニティの再構築を図り、もって地域の振興に資することを目的として、字大嶺自治会館を設置するため、この案を提出する。

那覇市字大嶺自治会館条例

(設置)

第1条 沖縄戦直前の旧日本軍による飛行場建設に伴う用地接収によりコミュニティが分散されて地域の発展や伝統・文化の進展が阻害された背景を持つ旧大嶺集落の住民(その関係者を含む。以下「特定地域住民」という。)について、地域活動への参加意識を高め、交流を促進し、並びに伝統及び歴史的文化をも踏まえたコミュニティの再構築を図り、もって地域の振興に資するため、字大嶺自治会館(以下「会館」という。)を設置する。

(位置)

第2条 会館の位置は、那覇市宇栄原1丁目4番とする。

(会館の構成)

第3条 会館は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 多目的ホール(舞台を含む。)
- (2) 会議室
- (3) 調理室
- (4) 和室

(事業)

第4条 会館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域づくりの活動の促進に関する事業
- (2) 趣味、教養その他の生きがいを高めるための活動の支援に関する事業
- (3) その他市長が必要と認める事業

(利用時間及び開館日)

第5条 会館の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、第16条第1項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

2 会館は、毎日開館する。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、臨時に休館することができる。

(利用できるもの)

第6条 会館を利用できるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定地域住民
- (2) その他市長又は指定管理者が適当と認めるもの
(入館の制限等)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがある者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者
(利用許可)

第8条 会館の施設を利用しようとするものは、指定管理者の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

(利用料金)

第9条 利用許可を受けたもの(以下「利用者」という。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者が定める日までに支払わなければならない。

4 既に支払われた利用料金は、返還しないものとする。ただし、指定管理者は、規則で定めるところによりその全部又は一部を返還することができる。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより利用料金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 特定地域住民が利用する場合
- (2) 本市が主催する行事に利用する場合
- (3) 本市が共催する行事に利用する場合
- (4) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合

(利用許可の制限)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の施設の利用許可をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他指定管理者が不相当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(施設の変更禁止)

第13条 利用者は、会館の施設を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第14条 利用者は、会館の施設の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、会館の施設の利用を終了したときは、直ちに原状に復するものとする。

(指定管理者の指定)

第16条 市長は、次に掲げる全ての要件を満たし、会館の管理を行わせるに最適な特定地域住民で構成される団体を、議会の議決を経て地方自治法(昭和22年法律

第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定するものとする。

(1) 特定地域住民の平等な利用が確保できること。

(2) 事業計画書の内容が会館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容に沿った会館の管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の規定による指定は、会館の管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。

3 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。

4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第17条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則並びに那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成25年那覇市条例第4号)の規定に従い、会館の管理を行わなければならない。

(秘密を守る義務)

第18条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第19条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 利用許可に関する業務

(2) 会館の維持管理に関する業務

(3) その他市長が必要と認める業務

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表(第9条関係)

区分		利用料金(円)						
		室料						冷房料
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	1時間当 たり
		9 時 ～ 12時	13 時 ～ 17時	18 時 ～ 21時	9 時 ～ 17時	13 時 ～ 21時	9 時 ～ 21時	
多目的ホ ール(舞台 を含む。)	平日	6,150	12,200	12,540	17,200	24,080	30,720	630
	休日等	8,490	14,360	14,520	21,680	28,720	36,960	
会議室		750	1,280	1,290	1,760	2,320	3,000	140
調理室		510	880	900	1,200	1,600	2,040	140
和室		750	1,280	1,290	1,760	2,320	3,000	140

備考

- 「休日等」とは、土曜日、日曜日、慰霊の日(6月23日)及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日という。
- 利用時間を超過して利用する場合は、1時間(1時間未満は、1時間とみなす。)を限度とし、その室料は、次のとおりとする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 - 12時から13時までの1時間 午前の欄に定める額の3分の1の額
 - 17時から18時までの1時間 午後の欄に定める額の4分の1の額
 - 21時から22時までの1時間 夜間の欄に定める額の3分の1の額
- 冷房の利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定に
ついて

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 11 月 26 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

那覇市総務部指定管理者選定委員会を設置し、那覇市新文化芸術発信拠点施設設計者選定委員会及び那覇市民会館保存可能性等検討委員会を廃止し、並びに那覇市観光審議会が担任する事務の一部を改める等のため、この案を提出する。

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 1 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。 2 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。
(那覇市鏡水ふれあい会館条例の一部改正)
- 那覇市鏡水ふれあい会館条例(平成23年那覇市条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>(選定委員会)</u> <u>第19条 市長の諮問に応じ、施設の指定管理者の選定を審議するため、那覇市鏡水ふれあい会館指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。</u> <u>2 選定委員会は、委員7人以内で組織する。</u> <u>3 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u> <u>第20条</u> [略]	第19条 [略]
備考 1 本則の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市ともかぜ振興会館条例の一部改正)

3 那覇市ともかぜ振興会館条例(令和元年那覇市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>(選定委員会)</u> <u>第21条 市長の諮問に応じ、会館の指定管理者の選定を審議するため、那覇市ともかぜ振興会館指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。</u> <u>2 選定委員会は、委員7人以内で組織する。</u> <u>3 前2項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u> <u>第22条 [略]</u>	第21条 [略]
備考 1 本則の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。 2 前項の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市建設工事等入札監視委員会	[略]
	那覇市総合計画審議会	[略]
	[略]	
	那覇市文化行政審議会	[略]
	那覇市新文化芸術発信拠点施設設計者選定委員会	那覇市新文化芸術発信拠点施設の設計者の選定に関すること。
	那覇市民会館保存可能性等検討委員会	那覇市民会館の保存可能性等の検討に関すること。
	那覇市生涯学習推進協議会	[略]
	[略]	
	那覇市観光審議会	観光基本計画の策定、観光功労者の表彰及び観光関連の施策に関すること。
[略]		

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
--------------	---------	--------

市長	[略]	
	那覇市建設工事等入札監視委員会	[略]
	那覇市総務部指定管理者選定委員会	総務部の所管する公の施設の指定管理者の選定に関する <u>こと。</u>
	那覇市総合計画審議会	[略]
	[略]	
	那覇市文化行政審議会	[略]
	那覇市生涯学習推進協議会	[略]
	[略]	
	那覇市観光審議会	観光基本計画の策定及び観光関連の施策に関する <u>こと。</u>
	[略]	
[略]		

那覇市民生委員定数条例の一部を改正する条例制定について

那覇市民生委員定数条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 11 月 26 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

民生委員の定数を改めるため、この案を提出する。

那覇市民生委員定数条例の一部を改正する条例

那覇市民生委員定数条例(平成27年那覇市条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
民生委員法(昭和23年法律第198号)第4条第1項の民生委員の定数は、 <u>459人</u> とする。	民生委員法(昭和23年法律第198号)第4条第1項の民生委員の定数は、 <u>502人</u> とする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 11 月 26 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

出産育児一時金の額を改めるため、この案を提出する。

那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険条例(昭和47年那覇市条例第90号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 [略]	(出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後に出産した者に係る出産育児一時金について適用し、同日前に出産した者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例制定について

那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 11 月 26 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

児童福祉法の規定により定めるべきこととされている条例が参酌すべき基準等を定めた「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)の改正を踏まえ、これに対応する条例の規定を整備し、併せて字句の整理を行うため、この案を提出する。

那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第5章 [略] 第6章 [略](第51条) 付則 (保育所等との連携) 第8条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第16条第1項及び第2項、第17条第1項、第2項及び第5項、第18条並びに第19条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項の法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>第3号</u>において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下これらを「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。 (1)～(2) [略] (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第44条のその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。))を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供するこ	目次 第1章～第5章 [略] 第6章 [略](第51条・<u>第52条</u>) 付則 (保育所等との連携) 第8条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第16条第1項及び第2項、第17条第1項、第2項及び第5項、第18条並びに第19条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項の法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>以下この条</u>において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下これらを「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。 (1)～(2) [略] (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第44条のその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び<u>第4項第1号</u>において同じ。))を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育

と。 2～4 〔略〕 5 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う<u>者</u>として適切に確保しなければならない。 (1)～(2) 〔略〕 第51条 〔略〕	を提供すること。 2～4 〔略〕 5 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う<u>施設</u>として適切に確保しなければならない。 (1)～(2) 〔略〕 (<u>電磁的記録</u>) 第51条 家庭的保育事業者等及びその職員は、<u>記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)</u>で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る<u>電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)</u>により行うことができる。 第52条 〔略〕
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 11 月 26 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

子ども・子育て支援法の規定により定めるべきこととされている条例が参酌すべき基準等を定めた「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」(平成 26 年内閣府令第 39 号)の改正を踏まえ、これに対応する条例の規定を整備し、併せて字句の整理を行うため、この案を提出する。

那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第3章 [略] 第4章 [略](第53条) 付則 (内容及び手続の説明及び同意) 第5条 [略] <u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設が電磁的方法により重要事項を提供したときは、当該文書を交付したものとみなす。</u> <u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u> <u>ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u> <u>イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る</u>	目次 第1章～第3章 [略] 第4章 [略](第53条・第54条) 付則 (内容及び手続の説明及び同意) 第5条 [略]

電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、CD-ROMその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項の方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の電子情報処理組織とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に掲げる方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 特定教育・保育施設は、前項の承諾を得た場合であっても、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項の重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 [略]

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1)～(2) [略]

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項のその他の小学校就学前子どもに限る。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～3 [略]

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際し

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 [略]

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 [略]

(1)～(2) [略]

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項のその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～3 [略]

4 [略]

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他

て、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) [略]

- 5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)～(2) [略]

6～9 [略]

の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) [略]

- 5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1)～(2) [略]

6～9 [略]

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

- 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところ

により、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、及び受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、及び教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（第4項の承諾又は第5項の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記

録したものを交付する方法

- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、次に掲げる事項を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 5 特定教育・保育施設等は、前項の承諾を得た場合であっても、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中

第53条 [略]	<u>「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。</u> 第54条 [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例制定について

那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 11 月 26 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

児童福祉法の規定により定めるべきこととされている条例が参酌すべき基準
等を定めた「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和 23 年厚生省令
第 63 号)の改正に伴い、これに対応する条例の規定を整理する等のため、この
案を提出する。

那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第68号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第4章 [略] 第5章 [略](第41条) 付則 (母子生活支援施設の長の資格等) 第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 (1)～(3) [略] (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、<u>児童福祉事業</u>(国、都道府県又は市町村の内部組織における<u>児童福祉に関する事務</u>を含む。)に従事した期間 イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、<u>社会福祉事業</u>に従事した期間 ウ [略] 2 [略]	目次 第1章～第4章 [略] 第5章 [略](第41条・<u>第42条</u>) 付則 (母子生活支援施設の長の資格等) 第27条 [略] (1)～(3) [略] (4) [略] ア 児童福祉司(<u>法第12条の3第2項第6号の児童福祉司をいう。</u>)となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務</u>(<u>法第13条第3項第2号の相談援助業務をいう。以下同じ。</u>)(国、都道府県又は市町村の内部組織における<u>相談援助業務</u>を含む。)に従事した期間 イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務</u>に従事した期間 ウ [略] 2 [略]

第41条 [略]	(電磁的記録) 第41条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 第42条 [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第27条第1項の改正規定及び次項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に母子生活支援施設の長として勤務している者については、改正後の第27条第1項に規定する母子生活支援施設の長として勤務している者とみなす。

南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び南部広域市町村圏事務組合規約の変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び南部広域市町村圏事務組合規約を別紙のとおり変更することに係る協議について、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 26 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の一部を変更し、及び当該組合の規約を変更することについて協議するため、地方自治法第 290 条の規定により、この案を提出する。

南部広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約

南部広域市町村圏事務組合理約（平成4年沖縄県指令総第713号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号を次のように改める。

(2) 広域的な行政課題及び振興整備等の調査研究に関すること。

第13条第2項を次のように改める。

2 基金は、沖縄県の補助金1億円及び別に条例で定める積立金により造成する。

第14条を削り、第15条を第14条とし、同条を次のように改める。

(基金の処分の制限)

第14条 基金に属する財産のうち、沖縄県の補助金に相当する額は、これを処分することはできない。

第16条を削り、第17条第2項中「別表第2」を「別表」に、「理事長」を「理事会」に改め、同条を第15条とする。

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 補則

(補則)

第16条 この規約の施行に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

別表第1を削り、別表第2を別表とし、同表を次のように改める。

別表（第15条関係）

区 分	市 町 村	負 担 割 合	
1 一般管理費	浦 添 市、那 覇 市、 豊見城市、南風原町、 与那原町、南 城 市、 八重瀬町、糸 満 市、 久米島町、粟 国 村、 渡名喜村、座間味村、 渡嘉敷村、南大東村、 北大東村	議会費及び 総務費	均等割 30% 人口割 70%
2 広域的な行政課題及び振興整備等の調査研究に関する事務	浦 添 市、那 覇 市、 豊見城市、南風原町、 与那原町、南 城 市、 八重瀬町、糸 満 市、 久米島町、粟 国 村、 渡名喜村、座間味村、 渡嘉敷村、南大東村、 北大東村	事業費	関係市町村の協議により定める
3 いなんせ斎苑の建設及び管理運営に関する事務	那 覇 市、浦 添 市	建設費	人口割 100%
		管理運営費	利用実績割 100%
4 南斎場の建設及び管理運営に関する事務	糸 満 市、豊見城市、 南 城 市、南風原町、 八重瀬町、与那原町	建設費	人口割 100%
		管理運営費	利用実績割 100%
5 社会福祉法に規定する所轄庁が行うこととされている事務	浦 添 市、豊見城市、 南 城 市、糸 満 市	民生費	均等割 5% 法人数割 95%

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

南部広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の新旧対照表（案）

現 行	改 正 案
(共同処理する事務) 第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。 (1) ふるさと市町村圏基金を活用した次に掲げる事業の実施に関する こと。 ア 広域観光事業 イ 広域文化事業 ウ 広域的健康づくり、スポーツ及びレクリエーション事業 エ 広域的人材育成及び人材活用事業 オ 広域研修事業 カ 地域イベント助成事業 キ 地域間交流事業 ク 地域産業育成事業 ケ 地域づくり支援事業 (2) <u>広域的な振興事業の調査研究に関すること。</u> (3) 略 (4) 略 (5) 略 (基金の設置) 第13条 組合は、ふるさと市町村圏の振興整備のための事業（公共施設及び公用施設の建設事業並びに土地の購入を除く。）の推進に資するた め、ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。 <u>2 基金は、関係市町村の出資金9億円、県の補助金1億円及び別に条例 で定める積立金により造成する。</u> 3 基金の運用から生ずる収益は、第3条第1号の事業を実施するための 財源に充てる。	(共同処理する事務) 第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。 (1) ふるさと市町村圏基金を活用した次に掲げる事業の実施に関する こと。 ア 広域観光事業 イ 広域文化事業 ウ 広域的健康づくり、スポーツ及びレクリエーション事業 エ 広域的人材育成及び人材活用事業 オ 広域研修事業 カ 地域イベント助成事業 キ 地域間交流事業 ク 地域産業育成事業 ケ 地域づくり支援事業 (2) <u>広域的な行政課題及び振興整備等の調査研究に関すること。</u> (3) 略 (4) 略 (5) 略 (基金の設置) 第13条 組合は、ふるさと市町村圏の振興整備のための事業（公共施設 及び公用施設の建設事業並びに土地の購入を除く。）の推進に資するた め、ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。 <u>2 基金は、沖縄県の補助金1億円及び別に条例で定める積立金により造 成する。</u> 3 基金の運用から生ずる収益は、第3条第1号の事業を実施するための 財源に充てる。

<u>(出資金の割合及び額)</u> <u>第 1 4 条 関係市町村の出資金の割合及び額は、別表第 1 のとおりとする。</u> <u>(基金の処分の制限)</u> <u>第 1 5 条 基金に属する財産のうち、関係市町村の出資金総額及び県の補助金に相当する額は、これを処分することはできない。</u> <u>(関係市町村の権利)</u> <u>第 1 6 条 組合を解散する際には、基金に属する財産（県の補助金除く。）は出資金の割合に応じ、関係市町村に帰属する。</u> 第 5 章 組合の経費 (経費の支弁方法) <u>第 1 7 条 組合の経費は、関係市町村の負担金、国県の補助金、組合の事業により生ずる収入及びその他の収入をもって充てる。</u> 2 前項に規定する関係市町村の負担金の負担割合は別表第 2 のとおりとし、関係市町村の負担金の総額及び負担すべき額は、理事長が組合の議会の議決を経て定める。	削る <u>(基金の処分の制限)</u> <u>第 1 4 条 基金に属する財産のうち、沖縄県の補助金に相当する額は、これを処分することはできない。</u> 削る 第 5 章 組合の経費 (経費の支弁方法) <u>第 1 5 条 組合の経費は、関係市町村の負担金、国県の補助金、組合の事業により生ずる収入及びその他の収入をもって充てる。</u> 2 前項に規定する関係市町村の負担金の負担割合は別表のとおりとし、関係市町村の負担金の総額及び負担すべき額は、理事会が組合の議会の議決を経て定める。 第 6 章 補則 (補則) <u>第 1 6 条 この規約の施行に関し必要な事項は、理事会が別に定める。</u> 附 則 <u>この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</u>
--	--

別表第1 (第14条関係)

ふるさと市町村圏基金出資額

(単位:千円)

関係市町村名	出資総額	出資年度額	
		平成4年度	平成5年度
浦添市	107,874	53,937	53,937
那覇市	333,225	166,613	166,612
豊見城市	56,277	28,139	28,138
南風原町	43,488	21,744	21,744
与那原町	28,179	14,090	14,089
南城市	92,619	46,311	46,308
八重瀬町	48,735	24,367	24,368
糸満市	65,538	32,769	32,769
久米島町	37,836	18,917	18,919
粟国村	14,508	7,254	7,254
渡名喜村	14,067	7,033	7,034
座間味村	14,382	7,191	7,191
渡嘉敷村	14,256	7,128	7,128
南大東村	14,949	7,474	7,475
北大東村	14,067	7,033	7,034
計	900,000	450,000	450,000

備考

- 1 出資金の割合は、均等割30%、人口割70%とする。
- 2 久米島町の出資金は、仲里村及び具志川村の廃置分合以前における両村の出資額を合算した額とする。
- 3 南城市の出資額は、大里村、佐敷町、知念村及び玉城村の廃置分合以前における4町村の出資額を合算した額とする。
- 4 八重瀬町の出資額は、東風平町及び具志頭村の廃置分合以前における両町村の出資額を合算した額とする。

削る

別表第2（第17条関係）

区分	市町村	負担割合	合
1 一般管理費及び広域的な振興事業の調査研究に関する事務	浦添市、那覇市、豊見城市、南風原町、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市、久米島町、栗国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村、北大東村	議会費及び総務費	均等割 人口割 30% 70%

別表（第15条関係）

区分	市町村	負担割合	合
1 一般管理費	浦添市、那覇市、豊見城市、南風原町、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市、久米島町、栗国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村、北大東村	議会費及び総務費	均等割 人口割 30% 70%
2 広域的な行政課題及び振興整備等の調査研究に関する事務	浦添市、那覇市、豊見城市、南風原町、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市、久米島町、栗国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村、北大東村	事業費	関係市町村の協議により定める
3 いなんせ斎苑の建設及び管理運営に関する事務	那覇市、浦添市	建設費 管理運営費	人口割 利用実績割 100% 100%
4 南斎場の建設及び管理運営に関する事務	糸満市、豊見城市、南城市、南風原町、八重瀬町、与那原町	建設費 管理運営費	人口割 利用実績割 100% 100%
5 社会福祉法に規定する所轄庁が行うこととされている事務	浦添市、豊見城市、南城市、糸満市	民生費	均等割 法人数割 5% 95%

南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び南部広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分について

地方自治法第 289 条の規定により、南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び南部広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分に関し、別紙のとおり協議することについて、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 26 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び南部広域市町村圏事務組合規約の変更に伴い、当該組合が設置するふるさと市町村圏基金に属する出資金の財産処分について協議するため、地方自治法第 290 条の規定により、この案を提出する。

南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務及び規約の変更に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、南部広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）の共同処理する事務及び規約の変更に伴う財産処分について、次のとおり定める。

（財産処分）

第 1 条 組合の共同処理する事務及び規約の変更に伴う財産処分は、ふるさと市町村圏基金に属する財産のうち、組合同規約第 13 条第 2 項に規定する関係市町村の出資金 9 億円とする。

2 前項に規定する関係市町村の出資金 9 億円は、別表に掲げる出資総額に応じて関係市町村に帰属させる。

（その他）

第 2 条 この協議について疑義が生じたとき又は本協議書に定めのない事項については、関係市町村が協議の上、別に定める。

別表

ふるさと市町村圏基金出資額

(単位：千円)

関係市町村名	出資総額	出資年度額	
		平成4年度	平成5年度
浦 添 市	107,874	53,937	53,937
那 覇 市	333,225	166,613	166,612
豊見城市	56,277	28,139	28,138
南風原町	43,488	21,744	21,744
与那原町	28,179	14,090	14,089
南 城 市	92,619	46,311	46,308
八重瀬町	48,735	24,367	24,368
糸 満 市	65,538	32,769	32,769
久米島町	37,836	18,917	18,919
粟 国 村	14,508	7,254	7,254
渡名喜村	14,067	7,033	7,034
座間味村	14,382	7,191	7,191
渡嘉敷村	14,256	7,128	7,128
南大東村	14,949	7,474	7,475
北大東村	14,067	7,033	7,034
計	900,000	450,000	450,000

備考

- 1 出資金の割合は、均等割 30%、人口割 70%とする。
- 2 久米島町の出資金は、仲里村及び具志川村の廃置分合以前における両村の出資額を合算した額とする。
- 3 南城市の出資額は、大里村、佐敷町、知念村及び玉城村の廃置分合以前における4町村の出資額を合算した額とする。
- 4 八重瀬町の出資額は、東風平町及び具志頭村の廃置分合以前における両町村の出資額を合算した額とする。

那覇市安謝福祉複合施設（那覇市安謝児童館及び那覇市安謝老人憩の家）の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 3 年 11 月 26 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

1 管理を行わせる公の施設

名 称 那覇市安謝福祉複合施設
（那覇市安謝児童館及び那覇市安謝老人憩の家）
所在地 那覇市安謝 2 丁目 15 番 1 号

2 指定管理者となる団体

名 称 日本赤十字社 沖縄県支部
所在地 那覇市与儀 1 丁目 3 番 1 号
代表者 支部長 玉城 デニー

3 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 3 1 日 まで

（提案理由）

那覇市安謝福祉複合施設（那覇市安謝児童館及び那覇市安謝老人憩の家）の管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

那覇市久場川児童館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 3 年 11 月 26 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

1 管理を行わせる公の施設

名 称 那覇市久場川児童館

所在地 那覇市首里久場川 2 丁目 18 番

2 指定管理者となる団体

名 称 社会福祉法人 若杉福社会

所在地 那覇市首里大名町 1 丁目 64 番地 5

代表者 理事長 屋宜 勝子

3 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

那覇市久場川児童館の管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

那覇市若狭児童館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 3 年 11 月 26 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

1 管理を行わせる公の施設

名 称 那覇市若狭児童館

所在地 那覇市若狭 3 丁目 18 番 1 号

2 指定管理者となる団体

名 称 特定非営利活動法人 地域サポートわかさ

所在地 那覇市若狭 1 丁目 9 番 6 号 若狭 1 丁目自治会事務所内

代表者 理事長 上原 廣保

3 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

那覇市若狭児童館の管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

那覇市松山公園文化交流施設の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 3 年 11 月 26 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市松山公園文化交流施設
所在地 那覇市久米 2 丁目 29 番 19 号
 那覇市久米 2 丁目 30 番 6 号
 那覇市松山 1 丁目 17 番 64 号
- 2 指定管理者となる団体
名 称 沖縄華僑華人 PM コンソーシアム
所在地 那覇市首里末吉町 4 丁目 1-22
代表者 会長 東江芝軍
- 3 指定期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

那覇市松山公園文化交流施設の管理運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

専決処分の報告について(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 11 月 26 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成12年3月24日議会の議決により指定された請負金額の100分の5以内でその金額が1,000万円以下の工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和3年10月29日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 議決事件名 工事請負金額の変更について
「(仮称)大嶺コミュニティセンター建設工事(建築)」
(令和2年12月22日同意)

工 事 名 (仮称)大嶺コミュニティセンター建設工事(建築)

契約の相手方

受 注 者 沖縄県那覇市宇栄原2丁目13番6号
株式会社 郷建設
代表取締役 眞榮城 嘉一

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 353,570,800円

変更する金額 363,458,700円

専決処分の報告について（那覇市歴史博物館空調機械室(パレットくもじ4階)における漏水事故)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月26日提出

那覇市長 城間 幹子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 10 月 11 日

那覇市長 城 間 幹 子

1 事件名

那覇市歴史博物館空調機械室(パレットくもじ 4 階)における漏水事故

2 賠償の相手方及び賠償額

相手方 東京都豊島区在 法人

賠償額 220,000 円

専決処分の報告について（工事請負金額の変更）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 11 月 26 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された請負金額の 100 分の 5 以内でその金額が 1,000 万円を超えない範囲の工事請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 11 月 9 日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 議決事件名 工事請負契約について（第一牧志公設市場建設工事（建築））
（令和 2 年 6 月 26 日同意）

工 事 名 第一牧志公設市場建設工事（建築）

契約の相手方

受注者 國場組・大米建設共同企業体

那覇市久茂地三丁目 21 番 1 号

代表者 株式会社 國場組

代表取締役 玉城 徹也

那覇市高良 3 丁目 1 番地 1

構成員 株式会社 大米建設

代表取締役社長 仲本 靖彦

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 2,655,283,400 円

変更する金額 2,660,748,200 円

専決処分の報告について
(市道港町 13 号街路樹倒木による物損事故)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 11 月 26 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 10 月 29 日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 事 件 名 市道港町 13 号街路樹倒木による物損事故
- 2 賠償の相手方
及び賠償額
相 手 方 那覇市港町在住
賠 償 額 290,730 円

専決処分の報告について
(市道港町 1 号穴ぼこによる車両損傷事故)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 11 月 26 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 11 月 9 日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 事 件 名 市道港町 1 号穴ぼこによる車両損傷事故
- 2 賠償の相手方
及び賠償額
相 手 方 中頭郡北谷町在住
賠 償 額 376,090 円

専決処分の報告について
(令和 3 年度市営住宅明渡等請求訴訟提起)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 11 月 26 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、那覇市営住宅条例に関する訴えの提起について、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 10 月 29 日

那覇市長 城 間 幹 子

1 事 件 名 令和 3 年度 市営住宅明渡等請求訴訟提起

2 相 手 方

名義人 住所 那覇市首里石嶺町 4 丁目 431 番 1
石嶺第二市営住宅

迷惑行為（住居侵入未遂、暴言、ごみの投棄、騒音等）

専決処分の報告について(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 11 月 26 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成12年3月24日議会の議決により指定された契約金額の100分の5以内でその額が1,000万円を超えない範囲の契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和3年10月8日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 議 決 事 件 名 工事請負契約について（高良小学校屋内運動場改築工事（建築））（令和2年12月22日同意）

工 事 名 高良小学校屋内運動場改築工事（建築）

契約の相手方

請負者 沖縄県那覇市字国場 1170 番地の 6
株式会社 照正組
代表取締役 照屋 圭太

- 2 変更する事項 契約金額
既 決 金 額 449,900,000 円
変更する金額 452,838,100 円

専決処分の報告について(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 11 月 26 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成12年3月24日議会の議決により指定された契約金額の100分の5以内でその額が1,000万円を超えない範囲の契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和3年10月25日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 議 決 事 件 名 工事請負契約について(石嶺小学校屋内運動場等改築工事(建築))(令和2年9月28日同意)

工 事 名 石嶺小学校屋内運動場等改築工事(建築)

契約の相手方

請負者 沖縄県那覇市壺川2丁目13番26号
株式会社 丸元建設
代表取締役社長 糸数 幸恵

- 2 変更する事項 契約金額
既 決 金 額 666,642,900 円
変更する金額 675,041,400 円

専決処分の報告について(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 11 月 26 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成12年3月24日議会の議決により指定された契約金額の100分の5以内でその額が1,000万円を超えない範囲の契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和3年 11月5日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 議 決 事 件 名 工事請負契約について(垣花小学校屋内運動場及びプール
改築工事(建築)) (令和2年9月28日同意)

工 事 名 垣花小学校屋内運動場及びプール改築工事(建築)

契約の相手方

請負者 沖縄県那覇市高良3丁目1番地1
株式会社 大米建設
代表取締役社長 仲本 靖彦

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 633,094,000 円

変更する金額 640,556,400 円

専決処分の報告について(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 11 月 26 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成12年3月24日議会の議決により指定された契約金額の100分の5以内でその額が1,000万円を超えない範囲の契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和3年10月27日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 議 決 事 件 名 工事請負契約について(若狭小学校校舎及びプール等改築工事(建築))(令和2年9月28日同意)

工 事 名 若狭小学校校舎及びプール等改築工事(建築)

契約の相手方

請負者 先嶋建設・古波蔵組共同企業体

代表者 沖縄県那覇市松山1丁目35番2号
先嶋建設株式会社
代表取締役 黒島 一洋

構成員 沖縄県那覇市泉崎1丁目22番12号
株式会社 古波蔵組
代表取締役 古波蔵 太志

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 1,665,697,000 円

変更する金額 1,675,184,500 円

専決処分の報告について(損害賠償請求事件)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 11 月 26 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、平成 12 年 3 月 24 日議会の議決より指定された和解について、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 9 月 21 日

那覇市長 城 間 幹 子

1 事 件 名 令和元年(ワ)第 373 号損害賠償請求事件

2 和解の相手方

及び和解額

相 手 方 那覇市在住

和 解 額 100,000 円

3 和 解 事 項

- (1) 那覇市は、原告に対し、本件に係る見舞金として 10 万円を支払う。
- (2) 原告は本事件に関しその余の請求を放棄する。
- (3) 原告と被告那覇市との間には債権債務が無いことを相互に確認する。

専決処分の報告について（車両事故）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 11 月 26 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 10 月 21 日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 事 件 名 車両事故
- 2 賠償の相手方
及び賠償額
 相 手 方 那覇市寄宮在住

 賠 償 額 3,000 円

